

## 岡崎市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行に関し、法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「施行令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）に定めのあるもののほか、これらに関する手続きを定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語の定義は、法、施行令及び施行規則によるものとする。

- (1) 確保計画 法第12条第1項並びに第2項及び第13条第2項並びに第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（変更があったときは、その変更後のもの。）をいう。
- (2) 適合性判定 法第12条第1項並びに第2項及び第13条第2項並びに第3項に規定する確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。
- (3) 登録省エネ判定機関 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- (4) 計画 法第19条第1項、第20条第2項及び附則第3条第2項並びに第7項に規定する建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画（変更があったときは、その変更後のもの。）をいう。
- (5) 届出 法第19条第1項及び附則第3条第2項に規定する計画の届出をいう。
- (6) 通知 法第20条第2項及び附則第3条第7項に規定する計画の通知をいう。
- (7) 向上計画 法第29条第1項及び第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。）をいう。
- (8) 基準適合認定 法第36条第1項に規定する建築物のエネルギー消費性能に係る認定をいう。
- (9) 基準省令 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）をいう。
- (10) 品確法 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）をいう。
- (11) 登録住宅性能評価機関 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (12) 設計住宅性能評価書 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。

- (13) 建設住宅性能評価書 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。
- (14) 検査済証 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証をいう。

（適合性判定に関する書類に係る市長が認める図書）

第3条 施行規則第1条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 確保計画が建築物の増築又は改築に係るものである場合にあっては、当該確保計画に係る建築物の部分が現に存することとなった日を証する図書又はその写し。
- (2) 設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は5（平成28年4月1日において現に存する建築物については、同告示に規定する一次エネルギー消費量等級3、4又は5）が表示されているものに限る。）の交付を受けた場合にあっては、当該設計住宅性能評価書の写し

2 施行規則第1条第3項の規定に基づき市長が不要と認める図書は、前項第2号の書類を添えた場合にあっては、施行規則第1条第1項の表の（い）項に掲げる各種計算書（住宅部分に係るものに限る。）及び同表の（は）項に掲げる図書とする。

（確保計画の変更）

第4条 建築主は、確保計画の変更（軽微な変更を含む。）をする場合にあっては、別記様式第1による省エネ計画変更調書の正本及び副本を市長に提出するものとする。

（確保計画の軽微な変更）

第5条 施行規則第11条の規定により確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める場合は、別記様式第2による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれ施行規則第1条に規定する図書（軽微な変更に係る部分に限る。）を添えたもの及び当該確保計画の軽微な変更に係る直前の適合性判定に要した書類一式を添えて市長に提出するものとする。ただし、当該直前の適合性判定を市長が行った場合においては、別記様式第2による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれ施行規則第1条に規定する図書（軽微な変更に係る部分に限る。）を添えて市長に提出するものとする。

（確保計画の取下げ）

第6条 建築主は、確保計画の提出又は通知をした後に、当該確保計画の適合性判定を受ける前に提出又は通知を取下げの場合にあっては、別記様式第3による取下げ届の正本及び副本を市長に提出するものとする。

(確保計画の取りやめ)

第7条 建築主が、適合性判定を受けた確保計画に基づく工事を取りやめる場合にあつては、別記様式第4による確保計画に基づく工事を取りやめる旨の申出書の正本及び副本に、施行規則第1条第1項の申請書の副本及び施行規則第4条第1項第1号に規定する通知書を添えて市長に提出するものとする。

(計画の届出及び通知に係る市長が認める図書)

第8条 施行規則第12条第1項の規定に基づき知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 付近見取図、配置図、床面積求積図、立面図及び各種計算書（各図書において明示すべき事項は施行規則第1条第1項の表を準用する。）
  - (2) 設計住宅性能評価書（建築物全体に係る申請については建築物全体に係る評価に係るものに限る。）に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は5（平成28年4月1日において現に存する建築物については、同告示に規定する一次エネルギー消費量等級3、4又は5）が表示されているものに限る。）の交付を受けた場合にあつては、当該設計住宅性能評価書の写し
  - (3) 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく第三者認証のうち、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が定めた建築物省エネ法第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度のための第三者機関による評価業務実施指針に基づくBELS評価書（建築物全体を評価したものであつて、法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合しているものに限る）の交付を受けた場合にあつては、当該評価書の写し
  - (4) 計画が建築物の増築又は改築に係るものである場合にあつては、当該確保計画に係る建築物の部分が現に存することとなった日を証する図書又はその写し。
- 2 施行規則第12条第3項の規定に基づく市長が不要と認める図書は、前項第二号又は第三号の書類を添えた場合にあつては、前項第一号の各種計算書とする。

(計画の取下げ)

第9条 建築主は、計画の届出又は通知をした後に、当該計画の届出又は通知を取下げの場合にあつては、別記様式第3による取下げ届の正本及び副本を市長に提出するものとする。

(向上計画の認定に係る市長が認める図書)

第10条 施行規則第23条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録省エネ判定機関又は登録住宅性能評価機関（以下「適合性確認機関」という。）

の技術的審査を受けた場合にあつては、当該適合性確認機関が交付する法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類

- (2) 設計住宅性能評価書（建築物全体に係る申請については建築物全体に係る評価に係るものに限る。）（日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5（平成28年4月1日において現に存する建築物については、同告示に規定する一次エネルギー消費量等級4又は5）が表示されているものに限る。）の交付を受けた場合にあつては、当該設計住宅性能評価書の写し
- (3) 向上計画に係る建築物について基準省令附則第3条及び第4条の規定を適用する場合にあつては、当該建築物の部分が現に存することとなった日を証する図書又はその写し

2 施行規則第23条第3項の規定に基づき市長が不要と認める図書は、前項第一号又は第二号の書類を添えた場合にあつては、施行規則第23条第1項の表の（ろ）項及び（は）項に掲げる図書とする。

（向上計画の取下げ）

第11条 建築主等は、向上計画の認定を申請した後に、当該向上計画認定を受ける前に申請を取下げる場合にあつては、別記様式第3による取下げ届の正本及び副本を市長に提出するものとする。

（向上計画の取りやめ）

第12条 建築主等が、認定を受けた向上計画に基づく工事を取りやめる場合にあつては、別記様式第5による向上計画を取りやめる旨の申出書の正本及び副本に、施行規則第23条第1項に規定する申請書の副本及び施行規則第25条第2項又は施行規則第28条に規定する通知書を添えて市長に提出するものとする。

（向上計画に基づく工事の完了）

第13条 建築主等は、向上計画の認定を受けた建築物の建築等工事が完了した場合にあつては、別記様式第6による向上計画に基づく工事が完了した旨の報告書の正本及び副本を市長に提出するものとする。

（基準適合認定に係る知事が認める図書）

第14条 施行規則第30条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 施行規則第4条第1項第1号に規定する適合判定通知書（建築物全体に係る適合性判定に係るものに限る。）の交付を受けた場合にあつては、当該適合判定通知書の写し及び検査済証の写し

- (2) 施行規則第20条第2項に規定する評価書（建築物全体に係る認定に係るものに限る。）の交付を受けた場合にあつては、当該評価書の写し及び検査済証の写し
  - (3) 施行規則第25条第2項及び施行規則第28条に規定する通知書（建築物全体に係る認定に係るものに限る。）の交付を受けた場合にあつては、当該通知書の写し及び検査済証の写し
  - (4) 適合性確認機関の技術的審査を受けた場合にあつては、当該適合性確認機関が交付する法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類
  - (5) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省省令第86号）第43条第2項に規定する通知書（建築物全体に係る認定に係るものに限る。）の交付を受けた場合にあつては、当該通知書の写し及び検査済証の写し
  - (6) 建設住宅性能評価書（建築物全体に係る評価に係るものに限る。）（日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は5（平成28年4月1日において現に存する建築物については、同告示に規定する一次エネルギー消費量等級3、4又は5）が表示されているものに限る。）の交付を受けた場合にあつては、当該建設住宅性能評価書の写し
  - (7) 基準適合認定に係る建築物について基準省令附則第3条及び第4条の規定を適用する場合にあつては、当該建築物が現に存することとなった日を証する図書又はその写し
- 2 施行規則第30条第3項の規定に基づく市長が不要と認める図書は、前項第1号の書類（知事が通知したのものに限る。）又は第2号の書類を添えた場合にあつては、施行規則第23条第1項の表の（い）項に掲げる各種計算書及び（ろ）項並びに（は）項に掲げる図書とし、前項第1号の書類（市長が通知したものを除く。）又は第3号から第6号のいずれかの書類を添えた場合にあつては、施行規則第23条第1項の表の（ろ）項及び（は）項に掲げる図書とする。

（基準適合認定の取下げ）

第15条 建築物の所有者は、基準適合認定を申請した後に、当該基準適合認定を受ける前に申請を取下げの場合にあつては、別記様式第3による取下げ届の正本及び副本を市長に提出するものとする。

（基準適合認定の取りやめ）

第16条 建築物の所有者は、基準適合認定を取りやめる場合にあつては、別記様式第7による認定を取りやめる旨の申出書の正本及び副本を市長に提出するものとする。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。